

記入例

屋外広告物安全点検報告書 (建植広告物)

和泉市

※この報告書は「屋上広告物用」、「壁面広告板用」、「建植広告物用」、「突出広告板用」の4種類があります。該当する報告書を和泉市ホームページよりダウンロードしてご使用ください。その他記入上の留意事項等は裏面をご覧ください。

月〇〇日

和泉市 屋外広告物 検索

許可申請書の所有者または占有者を記載してください。

(広告物の所有者等) 氏名 〇〇〇〇〇〇  
電話 〇〇〇〇〇〇  
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

大阪府屋外広告物条例第16条の2の点検の結果は、下記のとおりです。

設置年月日は、当初に設置した年月日を記入してください。

1 広告物等の概要

- (1) 表示又は設置の場所 和泉市〇〇町〇〇〇番
- (2) 設置年月日 〇〇年 〇〇月 〇〇日
- (3) 前回許可日 〇〇年 〇〇月 〇〇日
- (4) 前回許可番号 和泉市屋広第 H(R)〇〇-〇〇〇号

2 点検結果

点検日 〇〇年 〇〇月 〇〇日

建植広告物用の場合は、構造により記入する項目に違いがあります。注)を確認し該当する項目の点検結果を記入してください。

注)・点検日は、許可の申請前3か月以内とする。  
・「建植広告物」とは、地上に建てられた広告物をいう。  
・形状により「野立て看板」と判断される建植広告物の点検は、「串刺式」、「盤上式」、「ポール袖式」に係る点検項目を除く全ての点検項目について実施  
・形状により「ポール看板」等と判断される建植広告物の点検は、「アンカー」、「本体接合部」に係る点検項目を除く全ての点検項目について実施

区分 (点検箇所)	ポール看板 (盤上式) の場合の記入例	異常	特記事項
基礎部分・根巻き	ひび	有 無	
支柱	錆び	有 無	柱に亀裂があるが、当面の間、安全上支障はないと判断できる。次回申請時までに改善が必要。 ②
アンカー	錆び、腐食、劣化、ぐらつき	有 無	【注】異常があった場合は①～③のように、必ず異常の度合いを明確に記入してください。
本体接合部	錆び、腐食、劣化、変形 ボルト、ナット等の緩み、錆び、腐食、劣化、欠落	有 無	
串刺式	ポール首回り 貫通ボルト 水処理装置	有 無 有 無 有 無	
盤上式	剛性の状況	有 無	安全上支障のない軽度の場合は、その旨及び経過観察等対応を記入してください。 ①
	接合部ボルト	有 無	
ポール袖式	水処理装置	有 無	ビスが腐食して折れ倒壊の危険があるため、早急な取替えが必要。 ③
	ブラケット	有 無	
内部鉄骨	ブラケットカバー	有 無	早急に改善をしないと安全上支障となる異常箇所があった場合、必要な改善の内容を記入してください。
	フレーム	有 無	
フレーム	排水機	有 無	ビスが腐食して折れ倒壊の危険があるため、早急な取替えが必要。 ③
	フレーム枠 (押さえ)	有 無	
表示面板	錆び、腐食、劣化、変形、破損	有 無	
電材	機具の耐用年数の著しい超過、コードの劣化・断線 分電盤、タイマー等の動作状況	有 無	
電材突き出し部材	取り付け	有 無	
附属部材	鳥よけ	有 無	該当なし

上記の点検結果は、事実と相違ありません。

許可申請書の管理者を記入してください。

管理者 住所 〇〇〇〇〇〇  
氏名 〇〇〇〇

点検者の資格等については裏面参照

点検者 住所 〇〇〇〇〇〇  
氏名 〇〇〇〇  
資格名称 (例) 屋外広告士 第〇〇〇〇号

## ◇「報告者」について

点検の義務は、大阪府屋外広告物条例第16条の2の規定により、広告物の所有者等に課せられています。報告者となる「広告物の所有者等」とは、所有者又は占有者を指します。

## ◇「点検者」について

屋外広告物の点検は、大阪府屋外広告物条例第16条の2及び同条例施行規則第3条の2の規定により、以下の者により行うこととなっています。

- ・ 国土交通省告示による屋外広告士
- ・ 電気工事士法による特殊電気工事資格者のうち、ネオン工事に係る資格取得者
- ・ 広告物の点検に関する技能講習(\*)の修了者
  - \*屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施するものです。開催日や受講資格など、一般社団法人 日本屋外広告業団体連合会のホームページ等でご確認ください。

〔 建築士や地方自治体が行う「屋外広告物講習会」の受講修了者等は、点検資格者として認められなくなりましたので、ご注意ください。 〕

資格名の欄には、資格と登録番号、証書番号等を記入してください。  
また、資格証書または修了証等を添付してください。

## ◇その他

- ・ この報告書は、原則広告物1基につき1枚の作成となっています。どの広告物の報告書であるか不明となる恐れがある場合には、枠外に記号等をご記入ください。
- ・ この報告書は、「屋上広告物用」、「壁面広告板用」、「建植広告物用」、「突出広告板用」の4種類があります。広告物又は掲出物件の構造により、該当する様式を使用した時に点検項目が合致しない部分が多い場合には、この4種類の中の別の様式を使用することもできます。